介護職員処遇改善支援補助金および 介護職員等ベースアップ等支援加算 を取得し実施される手当の支給に関して

【介護事業所手当(新設)】

- 1. 正職員・準職員(介護職員・庶務職員・運転手)については、一人当たり毎月 5,000円程度を介護事業所手当として、またパート職員(介護職員・庶務職員・ 運転手)については、時給平均25円程度を介護事業所手当として支給し、そのほ か一時金として賞与時に支給する。
- 2. 正職員・準職員(介護役職者及びその他職種の職員)については、一人当たり毎月10,000円程度を介護事業所手当として、またパート職員(その他職種の職員)については、時給平均50円程度を介護事業所手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。
- 3. 介護老人福祉施設における宿直職員および通所リハビリテーションのリハビリテーション職員は、上記手当より除外する。

以上